（指定試験機関の試験事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第十七条　国土交通大臣は、法第百三十二条の六十七第一項の規定により試験事務を行うこととするときは、当該試験事務を開始する日を官報で公示するものとする。

2　指定試験機関は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げる日前に受け付けた申請に係る試験（第一号又は第三号に掲げる場合において、試験事務に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　法第百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受け、当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　法第百三十二条の六十六第一項の規定により指定を取り消された場合　当該指定を取り消された日

三　法第百三十二条の六十六第一項の規定により期間を定めて試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか法第百三十二条の六十七第一項の規定により国土交通大臣が試験事務を行うこととなった場合　前項の規定により公示する国土交通大臣が試験事務を開始する日

3　指定試験機関は、前項各号に掲げる場合には、速やかに試験事務の実施のために必要な書類（同項第一号又は第三号に掲げる場合において試験事務に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の試験事務等の指定試験機関への引継ぎ）

第十八条　国土交通大臣は、法第百三十二条の六十七第一項の規定により行っている試験事務を行わないものとする場合には、当該試験事務を終止する日を官報で公示するものとする。

2　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該試験事務を終止する日以後において、前条第三項の規定により提出された書類を指定試験機関に返還するものとする。

3　国土交通大臣は、第一項に規定する場合又は指定をした場合においては、試験事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を指定試験機関に送付するものとする。

附　則

この省令は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

○国土交通省令第五十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十第一項及び第三項第五号（これらの規定を同法第百三十二条の七十一第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の七十二、第百三十二条の七十四第二項、第百三十二条の七十五、第百三十二条の七十六第二項第三号及び第四号、第百三十二条の八十（これらの規定を同法第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）、第百三十二条の八十四第二項並びに第百三十七条の四の規定に基づき、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令を次のように定める。

令和四年七月二十九日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　登録講習機関（第三条―第十三条）
第三章　登録更新講習機関（第十四条―第十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の六十九の規定による登録講習機関の登録又は法第百三十二条の八十二の規定による登録更新講習機関の登録に関しては、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章　登録講習機関

（登録の手続）

第三条　法第百三十二条の六十九の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の名称、住所及びその代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が無人航空機講習を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする法第百三十二条の七十第一項の表の上欄に掲げる講習機関の種類

四　登録を受けようとする者が無人航空機講習を開始する日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　役員の氏名を記載した書面、住民票の写し及び履歴書

三　法第百三十二条の七十第一項の表の中欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所並びに当該施設及び設備を用いて無人航空機講習が行われるものであることを証する書類

四　無人航空機講習を行う講師が、法第百三十二条の七十第一項の表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類

五　無人航空機講習を行う講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六　登録を受けようとする者にあっては、その役員が法第百三十二条の七十第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

3　登録講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第五条又は第七条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録講習機関登録簿の記載事項）

第四条　法第百三十二条の七十第三項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　無人航空機講習事務を行う事務所の名称

二　登録講習機関における無人航空機講習の開始日

（役員の選任の届出等）

第五条　登録講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名を記載した届出書にその者の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。

2　登録講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添えて国土交通大臣に届け出なければならない。

（無人航空機講習事務の実施基準）

第六条　法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　無人航空機の操縦に関する知識及び技能その他の無人航空機を飛行させる能力を習得させるための課程を設置するものであって、登録講習機関の種類ごとに、国土交通大臣が告示で定める講習時間以上であり、かつ、必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。